

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

京田辺市(以下「甲」という。)と公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(以下「乙」という。)とは、犯罪被害者等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、犯罪被害者等の権益を保護するため、甲と乙が犯罪被害者等の支援に関し、相互に連携を図りながら協力することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(連携協力の内容)

第3条 犯罪被害者等からの相談に基づき、甲と乙が連携して支援を推進する必要があると認められた場合、犯罪被害者等の副次的な被害の防止に配慮しつつ、協議のうえ適切な支援を行うこととする。

2 甲及び乙は、それぞれが行う犯罪被害者等支援のための各種政策、啓発活動等に積極的に協力するものとする。

3 甲は、乙の支援活動の促進を図るため、乙の法人賛助会員として財政的援助を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、京田辺市個人情報保護条例(平成14年京田辺市条例第3号)の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、犯罪被害者等の支援を行う目的以外に利用してはならない。

(協議)

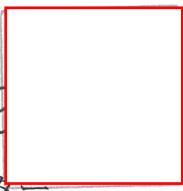
第5条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年12月11日

甲 京田辺市長

又 井 明 三



京田辺市公印

乙 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
理事長

大 久 保 一



センター公印